

## 鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例

### 〔改正理由〕

国において林野火災予防の実効性を高めることの必要性及び簡易サウナに係る防火安全対策に関する検討結果が示されたことを踏まえ、林野火災の予防及び簡易サウナ設備の防火安全対策について必要な事項を定めるほか、所要の整備を行おうとするものです。

### 〔主な改正内容〕

#### I 林野火災の予防に関する規定の整備（第1条関係）

##### 1 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の見直し

- (1) 「火災に関する警報」とは、消防局長が消防法第22条第3項の規定に基づき発するものであることを明確にすることとする。（第29条関係）
- (2) 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の際の窓、出入口等の閉鎖に関する規定を削除することとする。（第29条第7号削除関係）

##### 2 林野火災の予防に関する規定の新設

- (1) 消防局長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、区域を定めて、林野火災に関する注意報を発することができることとする。（改正後第29条の8第1項関係）
- (2) (1)の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、本条例に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。（改正後第29条の8第2項関係）
- (3) 消防局長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、(1)の注意報を発したときは、当該注意報を発した区域を、(2)による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域として指定することができることとする。（改正後第29条の8第3項関係）
- (4) 消防局長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、本条例に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。（改正後第29条の9関係）

##### 3 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する規定の整備

火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に「たき火」を

含めるとともに、消防局長は、当該行為に係る届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。（第45条関係）

## II 簡易サウナ設備の防火安全対策に関する規定の整備（第2条関係）

### 1 「簡易サウナ設備」の位置、構造及び管理の基準の新設

(1) その位置、構造及び管理の基準を本条例に定める設備に「簡易サウナ設備」を加えるとともに、その位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならないこととする。（改正後第7条の2関係）

ア 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度（100℃）を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこと。

イ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用することができる位置に消火器を設置することにより代えることができること。

### 2 簡易サウナ設備の設置の届出

相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、簡易サウナの設置については、あらかじめ、消防局長に届け出なければならないこととする。（改正後第44条第6号の2関係）

## III 住宅における火災の予防の推進に関する規定の整備（第2条関係）

住宅における火災の予防を推進するための施策として、感震ブレーカーの普及の促進を定めることとする。（第29条の7第1項第1号関係）

### 〔施行期日〕

Iに関する規定は令和8年3月1日から、II及びIIIに関する規定は同月31日から施行することとする。

### 〔関係法令等〕

#### 1 消防法（昭和23年法律第186号）

第22条 気象庁長官、管区气象台長、沖縄气象台長、地方气象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

③ 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

**2 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）**

令和7年11月12日公布

令和8年3月31日施行

その位置、構造及び管理を定める基準を条例で定めることとされている対象火気設備等（火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるもの）に「簡易サウナ設備」を加え、その構造及び安全を確保する装置等に係る基準を定めたもの

**3 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）**

令和7年11月12日告示

令和8年3月31日施行

「簡易サウナ設備」を設置する際の、その周囲の可燃物との離隔距離（当該対象火気設備等とその周囲の工作物及び可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離）を定めたもの

**4 火災予防条例（例）の一部改正について（通知）（令和7年8月29日付け消防予第383号消防特第159号・消防庁次長通知）**

消防庁において開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防対策のあり方に関する検討会」において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、各市町村が「火災予防条例」を定める際の参考とする「火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）」の一部を改正することについて示されたもの

**5 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和7年11月12日付け消防予第444号・消防庁次長通知）**

各都道府県知事及び各指定都市市長に対し、1の省令、2の告示及び3の通知の内容の概説を示したもの